

不動産の

公売参加のご案内

1 公売の種類	不動産の期日入札
2 売却区分番号	つ7-11
3 見積価額(公売保証金)	1,280,000円(130,000円)
4 公売財産の種別と所在	(土地)茨城県龍ヶ崎市貝原塚町字中島3020番14
5 買受適格証明書の要・不要	不要
6 入札開始及び締切時間	令和8年(2026年)1月20日(火)午後1時15分から午後2時00分まで (受付開始:午後0時30分 入札説明開始:午後0時50分)
7 公売会場及び開札の場所	茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所2階会議室201
8 開札の日時	令和8年(2026年)1月20日(火)午後2時02分
9 売却決定の日時	令和8年(2026年)2月10日(火)午前10時00分
10 買受代金納付期限	令和8年(2026年)2月10日(火)午後2時00分

お問い合わせ先(公売執行機関)

つくば市役所 財務部 納税課

TEL 029-883-1111 FAX 029-868-7558

ホームページアドレス <http://www.city.tsukuba.jp/>

別紙

売却区分番号	つ 7 - 11	入札日時	令和 8 年 1 月 20 日 午後 1 時15分から	
			令和 8 年 1 月 20 日 午後 2 時00分まで	
見積価額	1, 280, 000円		公売保証金	130, 000円
財産の表示	所在地番地目地積	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町字中島 3020番14 宅地 419. 08㎡		
不動産の概要				
1 物件の位置に関する事項 JR常磐線「龍ヶ崎市駅」からほぼ東方約6. 1km（道路距離） 圏央道「牛久阿見I. C. 」から南方約8. 4km（道路距離） 龍ヶ崎市役所からほぼ北方約4. 6km（道路距離）				
2 公法上の規制等に関する事項 市街化調整区域 用途指定なし（建ぺい率60% 容積率200%） 線引日前宅地				
3 対象物件の状況に関する事項 南西側で舗装幅員約6. 5mの件外私道にほぼ等高に接面します。（建築基準法第42条第1項第3号道路） この承役地に通行地役権の設定はありません。				
4 対象物件の利用状況及び権利関係に関する事項 雑草が繁茂する更地です（令和7年10月7日現在）。				
5 対象物件に関するその他の事項 線引日前宅地であり、包括承認基準18の要件を満たすものと思われることから自己居住のための一戸建専用住宅の建築が可能ですが、開発行為及び建築行為にあたっては関係機関との協議が必要です。 接面する件外私道を利用する際には必要に応じて地権者等と協議を行ってください。 上・下水道、都市ガスの供給設備は整備されていません。 対象地は埋蔵文化財包蔵地には指定されていません。				
6 買受人の資格その他の要件に関する事項 特になし				
その他の事項 この公売は予告なく中止することがあります。				
留意事項 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分御理解の上、入札してください。 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、公売の執行機関は担保責任等を負いません。 3 公売の執行機関は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。				

売却区分番号 つ7-11

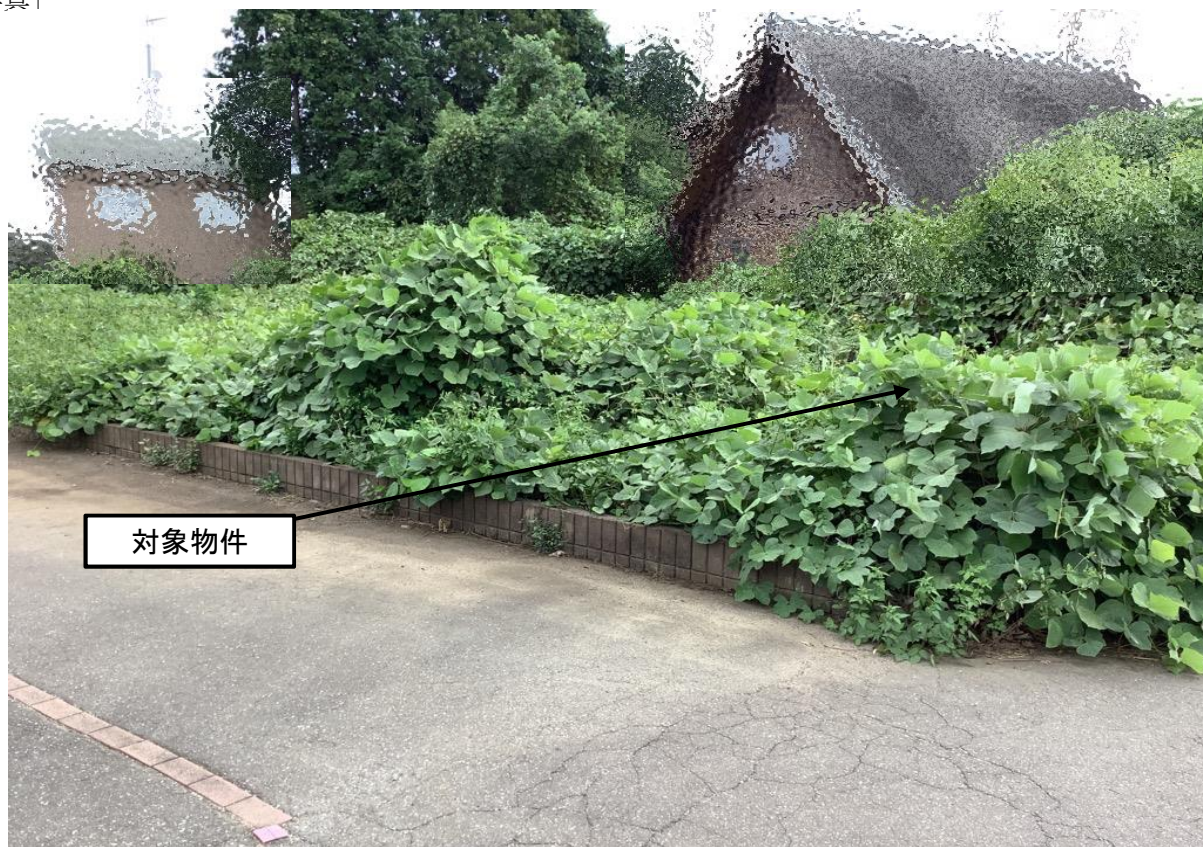
[所在図]



この地図は、国土地理院『電子国土基本図®』をもとに編集したものです。

[見取図]







不動産公売(期日入札)の流れ

公売執行手続き

- ① 公売公告(公売日10日前の日までに掲示)
- ② 見積価額公告(公売日3日前の日までに掲示)

〔公売広報の実施〕
つくば市HP、市町村広報誌など

- ③ 公売日(公告で指定した日時、会場で実施)

〔公売当日の手順〕

- ・受付
- ・公売説明
- ・公売保証金の納付
- ・入札
- ・開札
- ・最高価申込者決定
(次順位買受申込者決定)
- ・入札終了
- ・公売保証金返還
- ・最高価(次順位)申込者への説明

※以上の所要時間約1時間30分

最長
3
週間

- ④ 売却決定(午前10時)
- ⑤ 買受代金納付期限(売却決定日の午後2時)

約2～3週間※

- ⑥ 権利移転
- ※農地法許可(届出)を要する場合は、その許可後に登記手続きを開始。

入札(参加)者

- 〔公売財産の確認〕
- ・物件の詳細や価額等をつくば市HPや同市備え付けの公売資料で確認してください。
- 〔現況・公簿等の確認〕
- ・登記簿や公図、現況等をあらかじめ確認してください。

【農地入札者の参加要件】

- ・農地法の許可(届出)が必要な財産の場合は、財産の所在する市町村農業委員会等発行の買受適格証明書が必要となります。

【入札前に公売が中止となる場合】

- ・公売財産に係る滞納税を完納した場合等。

【当日持参するもの】※公売日時・場所を確認のうえ、御参加ください。

- 1 公売保証金(※保証金の提供を要しない財産もあります。)
売却区分番号毎に定められた金額に相当する現金または小切手。(小切手の場合は、銀行・信用金庫振出のもの)
- 2 身分に関する証明書
入札に参加される方(代理人を含む)の運転免許証等。法人代表者の場合は、商業登記簿に係る登記事項証明書。
- 3 印章
入札者が個人の場合はその印章(認印可)、法人の場合は、その代表者の印章、代理人の場合は代理人の印章。
- 4 委任状
代理人が入札手続きを行う場合は、代理権限を証する委任状。法人の従業員などが入札手続きを行う場合も委任状が必要。
- 5 陳述書等
以下の表に基づき、陳述書等を御用意ください。

入札しようとする者	個人	様式(1)
	法人	様式(1)、(2)
自己の計算において入札させようとする者	個人	様式(1)、(3)
	法人	様式(1)、(3)、(4)

- 6 収入印紙(200円)
入札者が営利法人又は個人の営業者の場合で、落札できなかった公売財産(売却区分番号毎)の公売保証金返還を受ける際に必要。
- 7 買受適格証明書
農地法の許可等を必要とする公売財産(売却区分番号毎に記載)を入札する際に必要。
- 8 共同入札代表者の届出書
共有名義で入札する際に必要。

【入札後公売が中止となる場合】

- ・買受代金の全額納付前に公売財産に係る滞納税を完納した場合。
- ・買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しない場合。
- ・買受人の公売に関して妨害、不当行為等の事実が判明した場合。

【登記手続き】

- ・公売執行機関の職員が登記請求を受けて、差押等の抹消、所有権移転の手続きを実施します。(買受人が行う必要はありません)
- ・登記手数料(収入印紙代)、その他証明書類等は、買受人が御用意ください。
- ※登記に必要な書類等は、入札終了後に説明します。

【公売執行機関からのお知らせ】

- ・公売は、滞納者本人、税務職員、暴力団関係者などは参加できません。
 - ・公売財産は現況有姿のまま売却します。
 - ・公売財産の引き渡しの義務を負いません。
 - ・公売財産の種類又は品質について不適合があっても、責任を負いません。
 - ・買受代金全額納付後のき損等損害負担は、買受人が負います。
 - ・土地境界については、隣接地所有者と協議をしてください。
 - ・公売は予告なく中止することがあります。
- (事前に公売執行機関に問い合わせください)

《問合せ先》

〒305-8555
茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市役所 財務部 納税課
電話 029-883-1111(代表)
FAX 029-868-7558
H P <http://www.city.tsukuba.lg.jp/>
※公売に関する御質問は、つくば市ホームページを御覧いただくか、又は上記までお気軽にお問合せください。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

つくば市長 宛て

(委任者) 住 所

氏 名

印

電 話

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所

氏 名

印

電 話

委任事項

令和 年 月 日公売に関する

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還にかかる受領の権限
- 4 上記1～3に附帯する一切の権限

受付番号：

暴力団関係者等ではないことの
陳 述 書（個人用/法人用）

つくば市長 あて

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

- ☐ 私は、暴力団員等ではありません。（個人の場合）
- ☐ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。（法人の場合）
- ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- ☐ 私（当法人）は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

- ☐ 自己の計算において私（当法人）に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

陳述書作成日	令和	年	月	日
--------	----	---	---	---

□ 個人	住 所	〒				—							
		電話番号 ()											
	フリガナ												
	氏 名												
□ 法人	生 年 月 日	☐ 大正	☐ 平成	年	月	日							
		☐ 昭和	☐ 令和										
	法人所在地	〒								—			
		電話番号 ()											
	フリガナ												
	法人名称												
フリガナ													
代表者氏 名													
役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり												

【注意事項】

- 本様式（陳述書）の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 法人の場合は、陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（地方税法第334条等）。

【陳述書(法人用)別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

法人名

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —				
	フリガナ				役職名	
	氏 名					
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日
2	住 所	〒 —				
	フリガナ				役職名	
	氏 名					
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日
3	住 所	〒 —				
	フリガナ				役職名	
	氏 名					
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日
4	住 所	〒 —				
	フリガナ				役職名	
	氏 名					
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日
5	住 所	〒 —				
	フリガナ				役職名	
	氏 名					
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)に記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒 —		
		電話番号 ()		
	フリガナ			
	氏 名			
□法人	法人所在地	〒 —		
		電話番号 ()		
	フリガナ			
	法人名称			
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(別紙)

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

法人名

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒				
	フリガナ					
	氏 名				役職名	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日
2	住 所	〒				
	フリガナ					
	氏 名				役職名	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日
3	住 所	〒				
	フリガナ					
	氏 名				役職名	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日
4	住 所	〒				
	フリガナ					
	氏 名				役職名	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日
5	住 所	〒				
	フリガナ					
	氏 名				役職名	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

会場案内図



公売会場： つくば市役所 2階 会議室201
郵便番号： 305-8555
所在地： 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電話番号： 029-883-1111（代表） 担当：納税課
つくば市HP： <http://www.city.tsukuba.lg.jp/>

交通アクセス

・電車の場合

つくばエクスプレス 研究学園駅下車 徒歩約7分

・自動車の場合

圏央道つくば中央ICから約4km、常磐自動車道谷田部ICから約8km